

我 孫 子 市
循 環 型 社 会 形 成 推 進 地 域 計 画
(第 2 次 計 画)

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 作 成

我 孫 子 市

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	4
(2)	生活排水の処理の現状	5
(3)	一般廃棄物の処理の目標	6
(4)	生活排水の処理の目標	7
3	施策の内容	9
(1)	発生抑制、再使用の推進	9
(2)	処理体制	10
(3)	処理施設等の整備	12
(4)	施設整備に関する計画支援事業	13
(5)	その他の施策	13
4	計画のフォローアップと事後評価	15
(1)	計画のフォローアップ	15
(2)	事業評価及び計画の見直し	15
5	循環型社会形成推進地域計画の添付資料	15
	添付資料 1 対象地域図	16
	添付資料 2 ごみ等の指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	17
	添付資料 3 地域内の施設の現況と予定（位置図）（下水道計画図を含む）	21
	添付資料 4 ハザードマップ	22
	様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	23
	様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	26
	参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	27
	参考資料様式 7 施設概要（浄化槽系）	28
	参考資料様式 8 計画支援事業表 1	29

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市名	我孫子市
面積	43.15平方キロメートル
人口	131,402人（令和4年1月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から令和5年3月31日までの第1次計画に続き、令和5年4月1日から令和12年3月31日までの7年間を計画期間とする第2次計画である。なお、計画目標年度は令和12年度とする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

我孫子市は、海拔約20m、南北延長は最長部で約4km、東西延長約14kmで、面積はおよそ43.15km²である。地理的には千葉県の北西部に位置し、東に印西市、南西には柏市があり、北は利根川をはさんで、茨城県取手市と隣接し、手賀沼と利根川とにはさまれた細長い馬の背状の土地となっている。地質は第四紀古層と第四紀新層とからなっており、豊かな水と緑と太陽に恵まれ、しかも都心から約40km以内の近距離にあり、常磐線で35分という地理的な条件から首都圏住宅都市として発展しており、手賀沼と利根川の自然がおりなす四季の移りかわりは景勝地として絶好である。

我孫子市においては、生活系ごみを13種類に分別・収集し、我孫子市クリーンセンターにおいて、ごみの種類に応じて焼却処理、破碎選別処理、圧縮梱包処理等、適切な処理に努め、ごみの減量と資源化を進めている。

ごみ処理については、市民一人ひとりや個々の事業者が3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組み、生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルに転換すること、収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、安全性の向上や効率的な運営に努める。令和5年4月に稼働する新廃棄物処理施設によるエネルギー回収を目的とした発電、焼却灰の資源化などにより自然環境に配慮した環境負荷の少ない循環型の社会システムの構築を図ること、また、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を再認識するとともに、より一層協働し、ごみを出さない環境づくりを進めることに取り組むこととする。

このような体制において、現在、粗大ごみ処理施設は稼働後45年が経過し、老朽化が著しく、安定的なごみ処理の維持が難しいことから、早急な施設の更新が必要である。

また、生活排水処理については、公共下水道の計画的な整備を推進する一方、当分の間実施する予定のない地域については、引き続き合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の促進に取り組むこととする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

平成20年11月17日に3市（我孫子市、柏市、流山市）の企画担当部長による広域行政に係る会議が開催され、その中の一つとして「公共施設の共同設置」が取り上げられ、ごみ処理施設が検討対象項目として抽出された。

平成22年7月7日に開催された「柏市・我孫子市まちづくり懇談会」では、柏市北部クリーンセンターと我孫子市クリーンセンターの更新時まで概ね10年程度ということから、共同設置の検討に向け、我孫子市が「ごみ処理施設の共同設置に関する研究会の設置」を提案した。

また、国（環境省）においても平成20年6月に策定したごみ処理基本計画策定指針の中で、「ごみ処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする」と示し、千葉県においても、平成23年3月に策定した千葉県廃棄物処理計画の中で、「広域化・集約化による施設整備の促進」を記載するなど、広域化・集約化による一般廃棄物処理施設の整備を促している。

こうした広域行政の背景と国における廃棄物処理施設整備の方向性に沿って、平成22年7月28日に柏市と我孫子市の一般廃棄物広域処理研究会がスタートした。

平成22年7月から平成23年4月まで8回の研究会を開催し、「一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の必要性」や「施設の基本モデルでの概算事業費の比較」等を研究するとともに、「共同設置に係る課題」を抽出し、平成23年度は、これらの課題や検証事項について引き続き研究会を開催し検討を進める予定であった。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を含むごみ焼却灰の発生により、千葉県北西部一帯の清掃行政が非常に不安定な状況となり、両市とも放射性物質への対策が急務で研究会を続けることができなくなった。

ため、これまでの研究成果を「中間報告書」として取りまとめ、研究会を一時休止することとした。

2年以上経過した平成25年7月に協議を再開して検討した結果、柏市と我孫子市の両市共に、ごみ処理施設の将来的な整備の方向付けが喫緊の課題であることを確認した。あわせて、将来に向けて予断を許さない放射能問題やその対策など、各市の置かれている実情、更新のスケジュールにも相違があることの共通認識を持った。

その結果、本研究会において「それぞれの焼却施設の位置付けや現状での方向性等に差異が生じていることから、引き続き我孫子市と柏市による広域（共同）処理の検討を進めるには厳しい状況にあり、そのため、清掃施設の整備等の取組みは各市において行い、市民の重要な生活基盤である廃棄物処理を安定的かつ確実に遂行することが望ましいのではないか」との結論に至った。

なお、本市は、「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付けられている「第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）」において、ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討対象外とされている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、現在、可燃ごみとして扱われているプラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物について再商品化する仕組みを設け、改めて分別ルールの見直しを分かりやすくすることで、プラスチック資源回収量の拡大を図ることが喫緊の課題である。

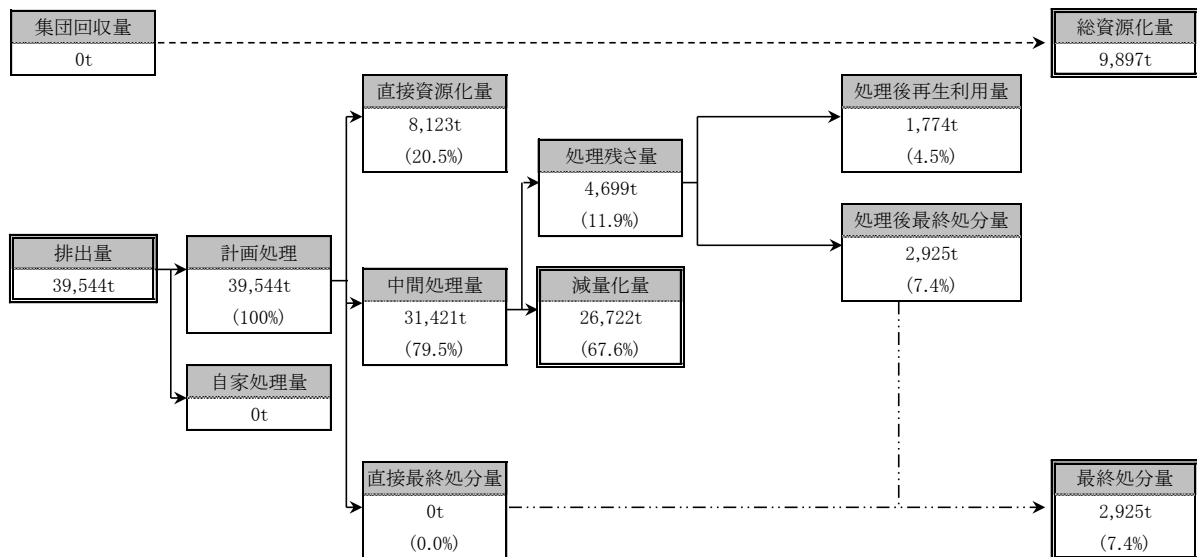
プラスチック使用製品は、当面の間、可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

なお、分別収集・再商品化を実施するにあたり、市民、事業者への普及啓発や情報提供、環境教育等を行うとともに、従来、収集処分は無料であったが、分別排出の促進、基準確立のため有料化についても検討する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図-1に示すとおりである。

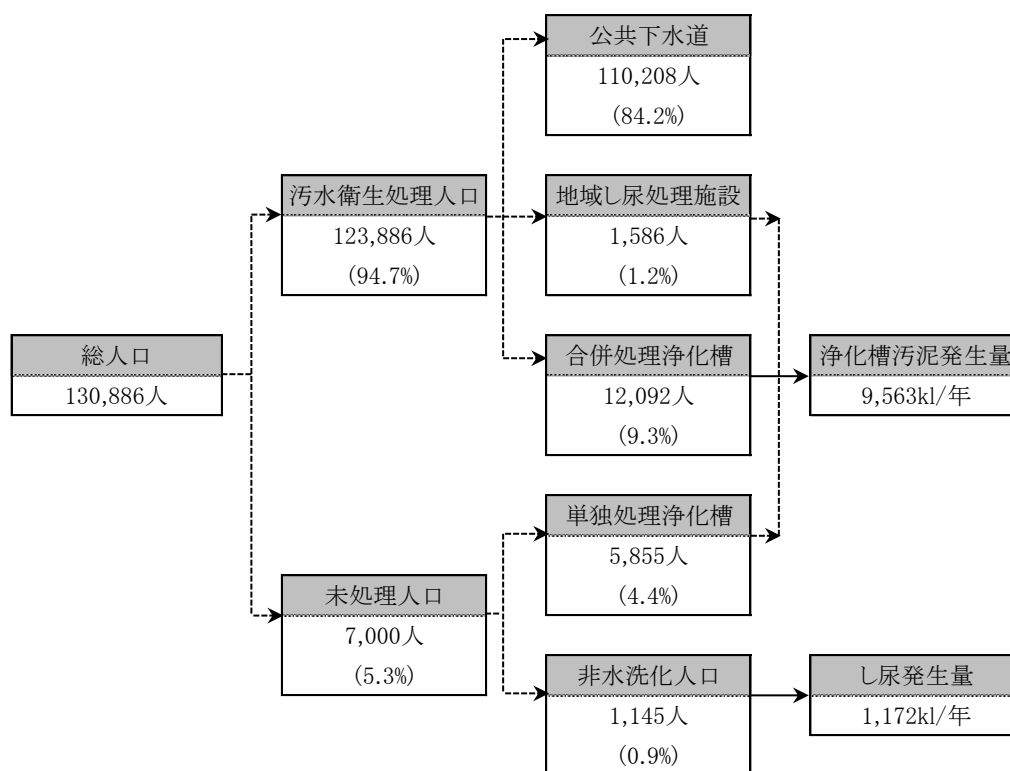


※端数処理により割合、合計が合わないことがある。

図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等排出量は図-2に示すとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合、合計が合わないことがある。

図-2 生活排水の処理状況フロー（令和3年度）

(3) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合 ^{※1}) (令和3年度)	目 標(割合 ^{※1}) (令和12年度)
排出量	事業系 総排出量	7,868 トン	7,152 トン (-9.1%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.39 トン/事業所	2.18 トン/事業所 (-8.8%)
	生活系 総排出量	31,675 トン	28,787 トン (-9.1%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	179.2 kg/人	171.3 kg/人 (-4.4%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	39,544 トン	35,939 トン (-9.1%)
再生利用量	直接資源化量	8,123 トン (20.5%)	7,398 トン (20.6%)
	総資源化量	9,897 トン (25.0%)	9,764 トン (27.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	- MWh	13,267 MWh
		- GJ	- GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	2,925 トン (7.4%)	1,975 トン (5.5%)

※端数処理により割合、合計が合わないことがある。

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

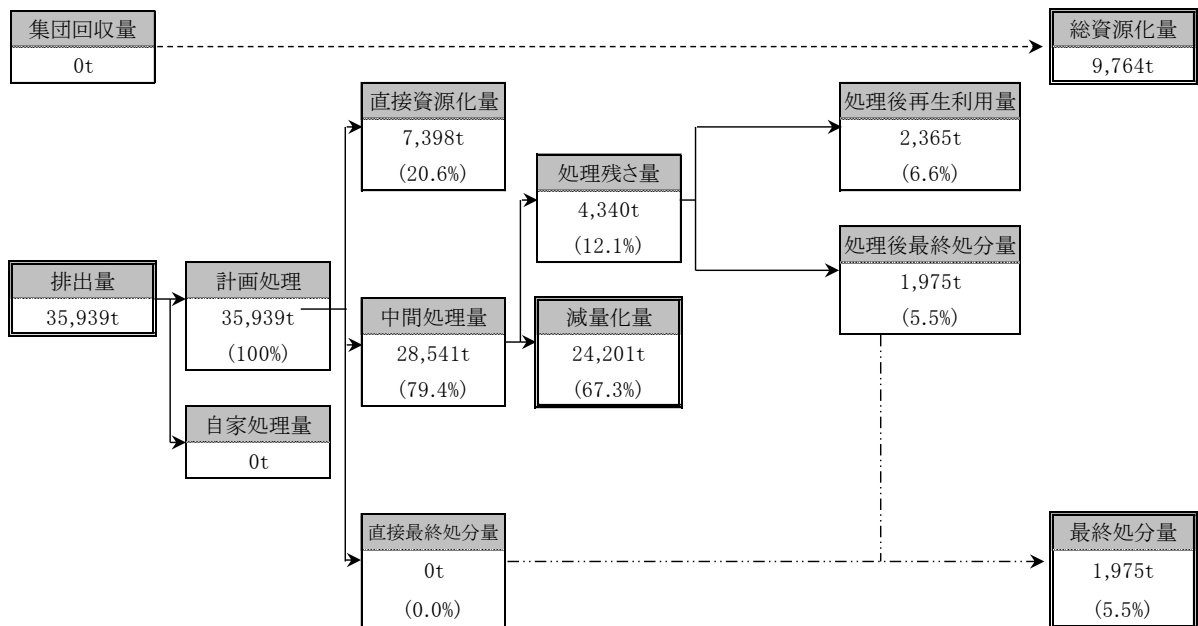
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量[単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

《人口等について》

事業者数：参考値としていずれも3,288(令和3年度実績)に設定した。

人 口：参考値として令和3年度131,402人、令和12年度124,827人に設定した。



※端数処理により割合、合計が合わないことがある。

図-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和12年度）

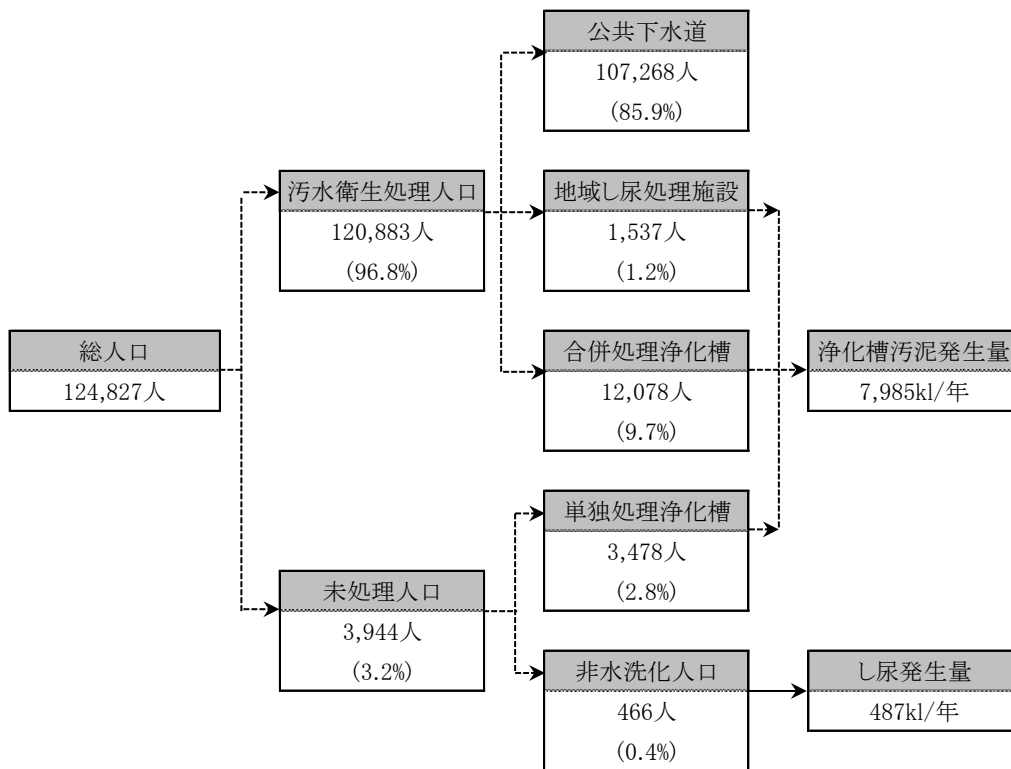
(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表-2に掲げる目標のとおり、生活環境の保全と公共用水域の水質保全のため、引き続き公共下水道等の整備促進と供用開始区域の水洗化率の向上に努め、合併処理浄化槽の設置整備、転換を進めていくものとする。

表-2 生活排水の処理に関する現状と目標

		令和3年度実績	令和12年度目標
処理形態別人口	公共下水道	110,208人 (84.2%)	107,268人 (85.9%)
	地域し尿処理施設	1,586人 (1.2%)	1,537人 (1.2%)
	合併処理浄化槽	12,092人 (9.3%)	12,078人 (9.7%)
	未処理人口	7,000人 (5.3%)	3,944人 (3.2%)
	合計	130,886人 (100.0%)	124,827人 (100.0%)
汚し尿の量	汲み取りし尿量	1,172kl	487kl
	浄化槽汚泥量	9,563kl	7,985kl
	合計	10,735kl	8,472kl

令和12年度における目標達成時の生活排水の処理状況を図-4に示す。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合、合計が合わないことがある。

図-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和12年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア マイバッグ・レジ袋対策など

買い物袋の持参、過剰包装の拒否、使い捨て商品の利用抑制など、市民の自主的な取組は大変重要であることから、引き続き、ごみ問題に係る情報提供やPR等を充実していく。

イ 環境教育、普及啓発

市民を対象とした環境学習や、ごみ処理施設の見学を含めたごみ処理の現状に関する学習会を開催し、市民のごみ減量化・資源化の意識を高める。

また、次代を担う子どもたちが、ごみの問題について正しい理解を深めることは、資源循環型社会の構築に非常に重要であり、地球環境問題への影響を含めた総合的かつ効果的な学習を行い、普及啓発していく。

ウ 生ごみ処理容器等の普及

家庭用生ごみ処理容器等を購入する世帯への購入費補助と普及啓発を行い、生ごみを再利用（堆肥への活用等）する仕組みづくりを進めていく。

エ 専用回収ボックスの設置

小型家電リサイクル法に基づく、使用済小型電子機器のリサイクルについて、専用回収ボックスの設置を実施し、携帯電話等の小型電子機器に含まれる希少金属の積極的な回収及び再資源化を推進する。

オ 再資源化事業促進奨励制度の実施

再資源化を円滑に進めるため、資源回収登録団体に対し、再資源化事業促進奨励金を交付する。

カ 有料化の検討

「我孫子市におけるごみ収集に係る課題の検討報告書（令和4年11月）」を取りまとめた。

集積所へ排出するごみの有料化については当面実施しないこととし、指定袋の導入については、県内での導入事例も多く、ごみの排出量を抑制する効果や、統一することにより半透明袋の徹底や他自治体からの持ち込みも防げることから、周知期間を設けた導入について検討していく。

キ ちばSDGsパートナーの登録

ごみの減量やリサイクルの推進に寄与している店舗や事業所などに対し、県が取組む「ちばSDGsパートナー」への登録を促す。

ク ごみの適正処理の推進

分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題について、近隣市町村と情報交換を図り課題解決に向けて連携するとともに、広報紙やホームページにおいて、幅広くごみの分別方法に関する情報提供を行う。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-3のとおりである。

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源（古紙類、古繊維類、空きびん、空き缶、金属類、容器包装その他プラスチック、廃食用油、有害再生物、ペットボトル）、燃やせないごみ、動物死体の回収を実施している。粗大ごみと動物死体は申し込みによる随時回収としており、その他は集積所で回収している。

なお、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化の実施時期については、新たな資源化施設の稼働に合わせて検討を行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物の手数料については、今後も原価計算と周辺自治体との比較に基づき設定することとし、事業系一般廃棄物を排出している事業所に対し必要に応じて廃棄物の減量化と資源化について指導を行うとともに、受入確認体制を強化し分別の周知徹底を図る。

また、一度に大量に搬入することが可能となっている生活系ごみの直接搬入についても、周辺自治体の実情を踏まえ、事業系一般廃棄物と同額の手数料として設定することを検討していく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は、紙くず、繊維くず、木くずとそれらに準ずるものをいわゆる「あわせ産廃」として受け入れている。今後、農家から発生するプラスチック類及び金属類について、分別の徹底等を条件に受け入れることを慎重に検討する。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や地域し尿処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表-3 我孫子市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和3年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却・埋立・資源化	焼却施設	
不燃ごみ	破砕・選別 (焼却・埋立・売却)	粗大ごみ処理施設	
粗大ごみ		粗大ごみ処理施設	
古紙類	リサイクル	売却	
古繊維類（古着）		売却	
廃食用油		売却	
有害再生物		委託	
空きびん		委託	
空き缶		売却	
金属類		売却	
容器包装その他プラスチック		委託	
ペットボトル		売却	
小型家電		委託	
燃やせないごみ		破砕・埋立・焼却・一時保管	委託
動物死体		その他	委託



今後（令和12年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等			
		一次処理		二次処理	
可燃ごみ	焼却（熱回収）	発電	焼却施設	資源化・埋立	
不燃ごみ	破砕・選別		リサイクルセンター	資源化・焼却	
粗大ごみ			リサイクルセンター	資源化・焼却	
古紙類	リサイクル	売却	売却		
古繊維類（古着）		売却	売却		
廃食用油		売却	売却		
有害再生物		再資源化	委託		
空きびん		再資源化	リサイクルセンター	売却	
空き缶		圧縮、売却	リサイクルセンター	売却	
金属類		再資源化	リサイクルセンター	売却	
容器包装その他プラスチック		再資源化	リサイクルセンター	委託	
ペットボトル		圧縮、売却	リサイクルセンター	売却	
小型家電		再資源化	委託		
燃やせないごみ		埋立・焼却	破砕	リサイクルセンター	埋立・資源化
動物死体		その他	委託	委託・焼却	委託

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設の整備

前記(2)で示す分別区分及び処理体制で処理を行うため、表-4のとおり、必要な処理施設の整備を行う。なお、処理施設建設の予定地は、現有焼却施設跡地であることから、現有焼却施設の解体工事が必要である。

表-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	リサイクルセンター	マテリアル リサイクル 推進施設整備事業	約59 t/日 (予定)	我孫子市中峠 2264番地 (市有地)	R7～R11	—

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表-5のとおり行う。

表-5 合併処理浄化槽整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和3年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間	我孫子市 国土強靱化 地域計画
浄化槽設置整備事業	24基	252基	1,547人	R5～R11	—
その他地方単 独事業	1基	—	—	—	—
合計	25基	252基	1,547人		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表-6のとおり計画支援事業を行う。

表-6 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る解体工事設計事業	設計	R5
	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る地歴調査事業	地歴調査	R5
	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る土壌汚染状況調査事業	土壌調査	R5
	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る土壌汚染詳細調査事業	土壌調査	R5
	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る土壌汚染対策実施設計事業	設計	R6
	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る基本計画及び設計等事業	基本計画及び設計	R6
	マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る発注支援事業	発注支援	R7～R8

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 焼却残渣等の資源化拡大

本市では、市内に最終処分場を保有していないため、他自治体の民間処分業者に処分を委託している。

そのため、ごみ排出量の減量化を進めていくことはもちろんのこと、最終処分量の多くを占めている焼却残渣等の資源化・有効利用について、民間の処理施設の活用を含めて、積極的に推進し、可能な限り最終処分量を削減していく。

また、安定処理の観点から、近隣で処理が可能となるよう検討を進めるとともに、広域的な対策を講じられるよう、県に要望していく。

イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、市民及び事業者に啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化する。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に一時的に大量の廃棄物が発生するなど、緊急事態が発生した場合には、広域支援体制による迅速な対応が求められる。このため、関係各機関や近隣自治体などと引き続き協力体制を構築していくとともに、施設の更新にあたっては、災害対応拠点機能を備えた施設を目指して、整備事業を進めていく。

また、令和2年1月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場候補地を確保していく。

なお、千葉県内の市町村は、災害時の廃棄物処理に関する協定を締結している。

※仮置場…我孫子市古戸786-1、787-1、788-1、789-1、790-1、793-1、794-1、795、796（面積：11,461㎡）、及び我孫子市中峠2112、2113、2114、2115、2116、2117-1、2117-2、2118-1、2118-2、2119-1、2119-2、2120-1、2121、2122-2、2124-1、2124-2、2125、2126-1、2126-2（面積：11,578㎡）の2か所を候補地とする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見交換をしながら、計画の進捗状況を勘案し、見直しを行う。

(2) 事業評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

5 循環型社会形成推進地域計画の添付資料

添付資料1 対象地域図

添付資料2 ごみ等の指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

添付資料3 地域内の施設の現況と予定（位置図）（下水道計画図を含む）

添付資料4 ハザードマップ

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

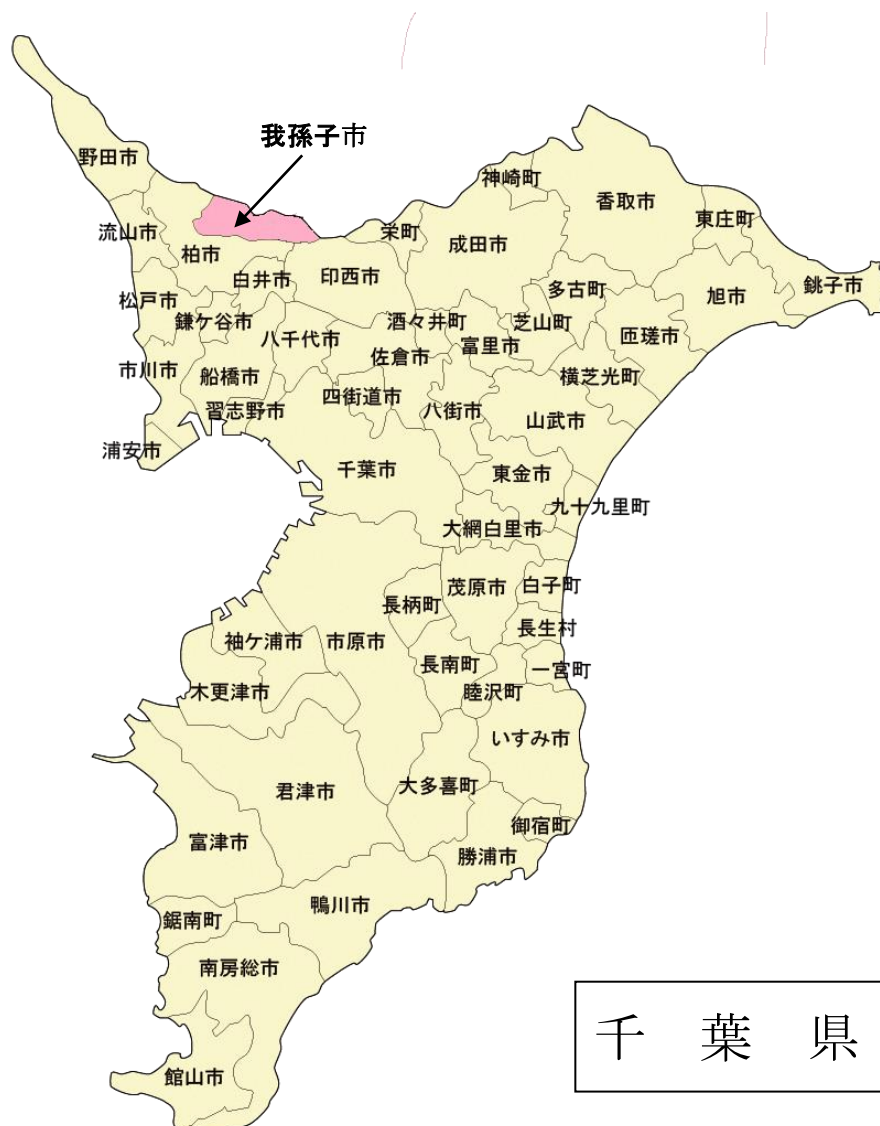
参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）

参考資料様式8 計画支援概要

添付資料 1 対象地域図

[我孫子市位置図]



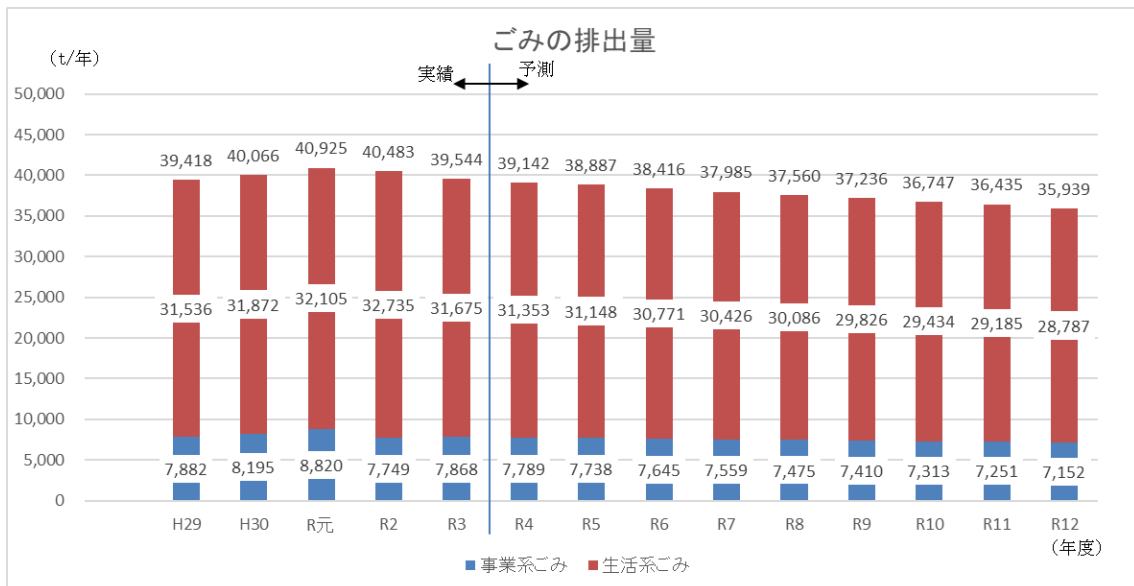
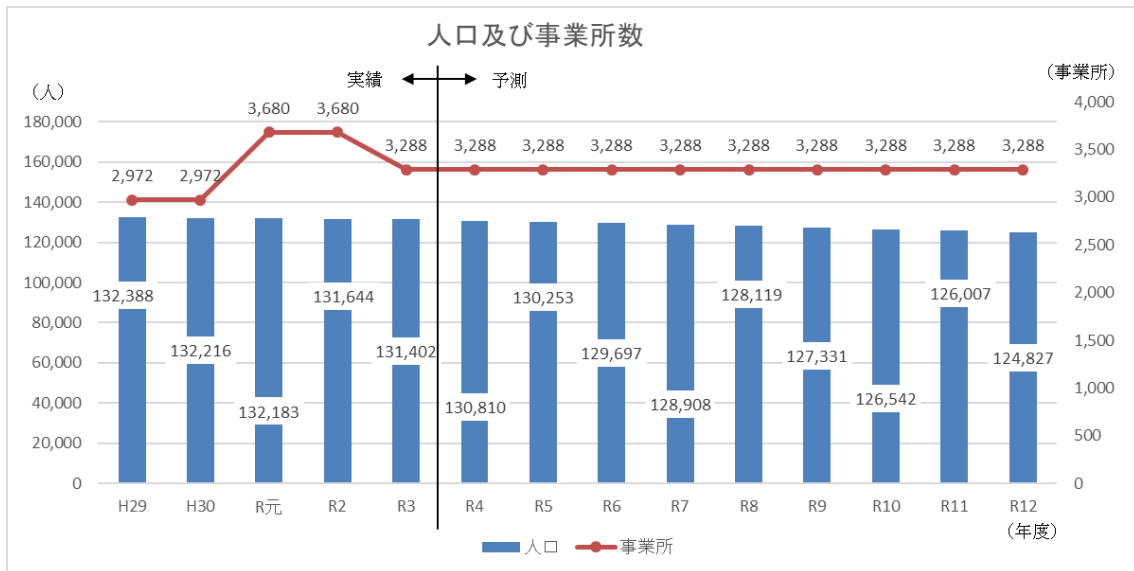
添付資料2 ごみ等の指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

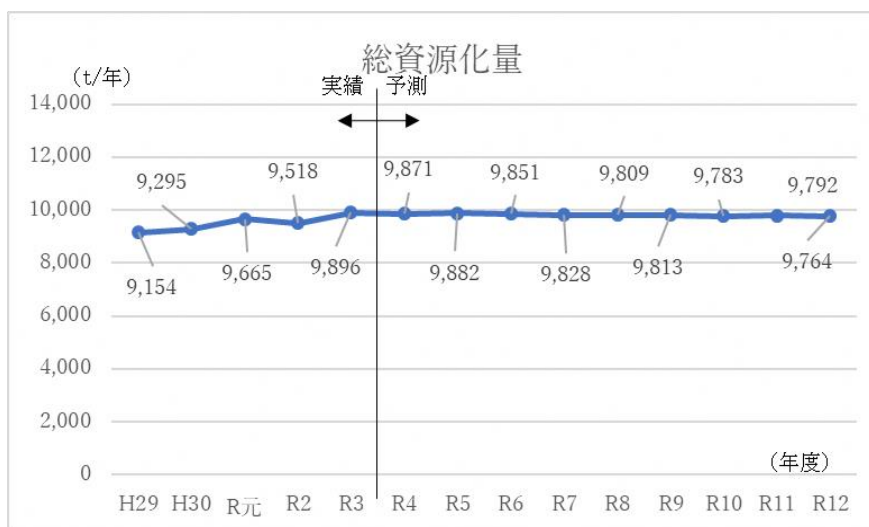
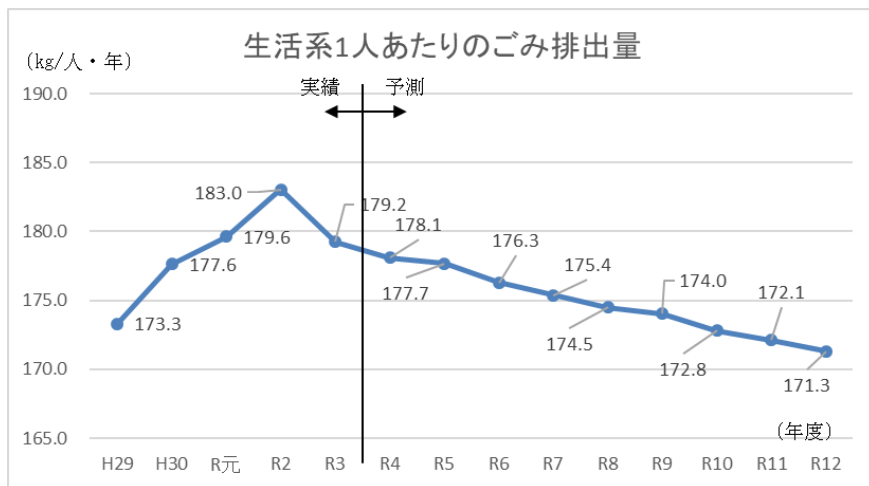
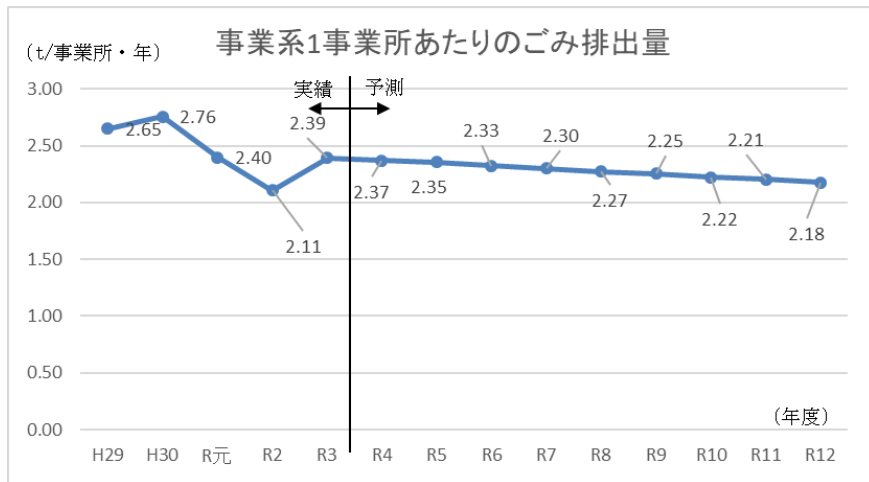
[ごみの指標]

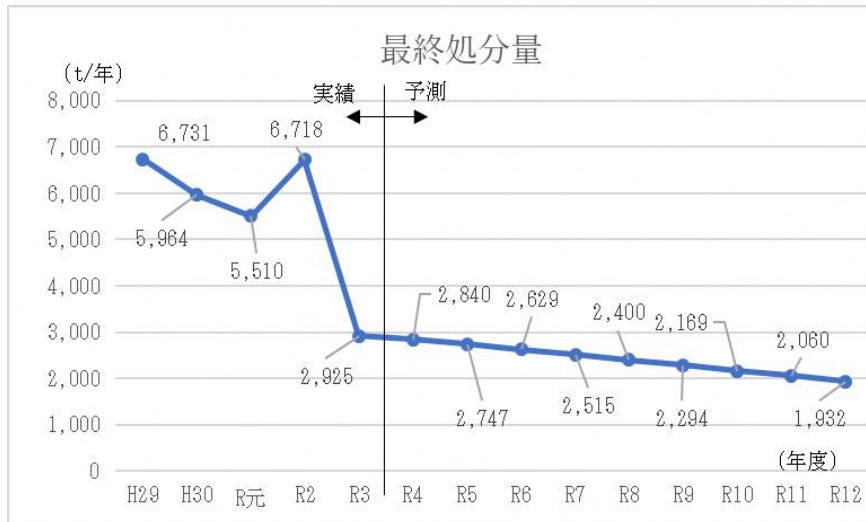
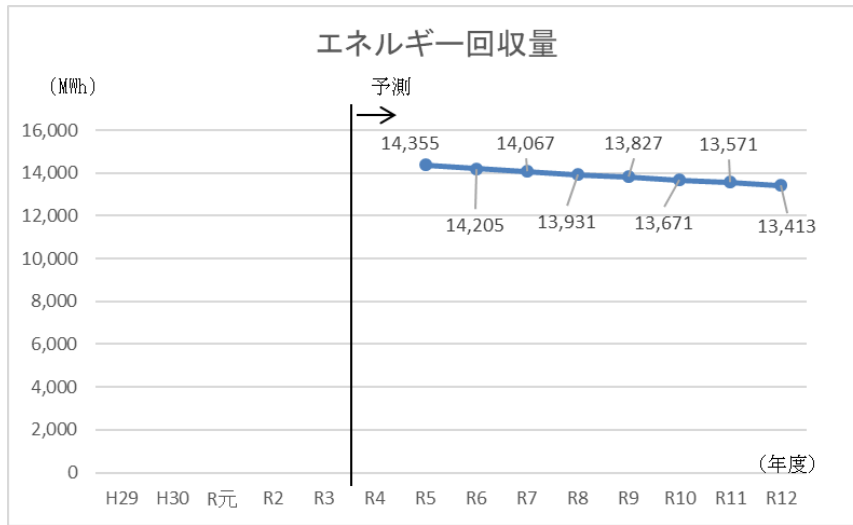
項目	単位	過去の状況										推計					
		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
排出量	事業系排出量	トン	7,882	8,195	8,820	7,749	7,868	7,789	7,738	7,645	7,559	7,475	7,410	7,313	7,251	7,152	
	1事業所当たりの排出量 (総排出量-資源)/事業者数	トン/事業所	2.65	2.76	2.40	2.11	2.39	2.37	2.35	2.33	2.30	2.27	2.25	2.22	2.21	2.18	
	生活系排出量	トン	31,536	31,872	32,105	32,735	31,675	31,353	31,148	30,771	30,426	30,086	29,826	29,434	29,185	28,787	
	1人当たりの排出量 (総排出量-資源)/人口	kg/人	173.3	177.6	179.6	183.0	179.2	178.1	177.7	176.3	175.4	174.5	174.0	172.8	172.1	171.3	
合計	トン	39,418	40,066	40,925	40,483	39,544	39,142	38,887	38,416	37,985	37,560	37,236	36,747	36,435	35,939		
再生利用量	直接資源化量	トン	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123	8,058	8,005	7,908	7,819	7,732	7,665	7,565	7,500	7,398	
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電量)	MWh	—	—	—	—	—	—	14,355	14,205	14,067	13,931	13,827	13,671	13,571	13,413	
最終処分量	埋立最終処分量	トン	6,731	5,964	5,510	6,718	2,925	2,840	2,794	2,675	2,561	2,445	2,338	2,213	2,104	1,975	
	資源を除く事業系ごみ総排出量	トン	7,882	8,195	8,820	7,749	7,868	7,789	7,738	7,645	7,559	7,475	7,410	7,313	7,251	7,152	
(参考データ)	事業所数	(所)	2,972	2,972	3,680	3,680	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	
	資源を除く生活系ごみ総排出量	トン	22,942	23,484	23,745	24,095	23,552	23,295	23,143	22,863	22,606	22,354	22,161	21,870	21,684	21,389	
	人口	(人)	132,388	132,216	132,183	131,644	131,402	130,810	130,253	129,697	130,810	130,253	129,697	128,908	127,331	126,542	124,827
	総資源化率	(%)	23	23	24	24	25	25	25	26	26	26	26	26	27	27	

※端数処理により割合、合計が合わないことがある。

[ごみのトレンド]





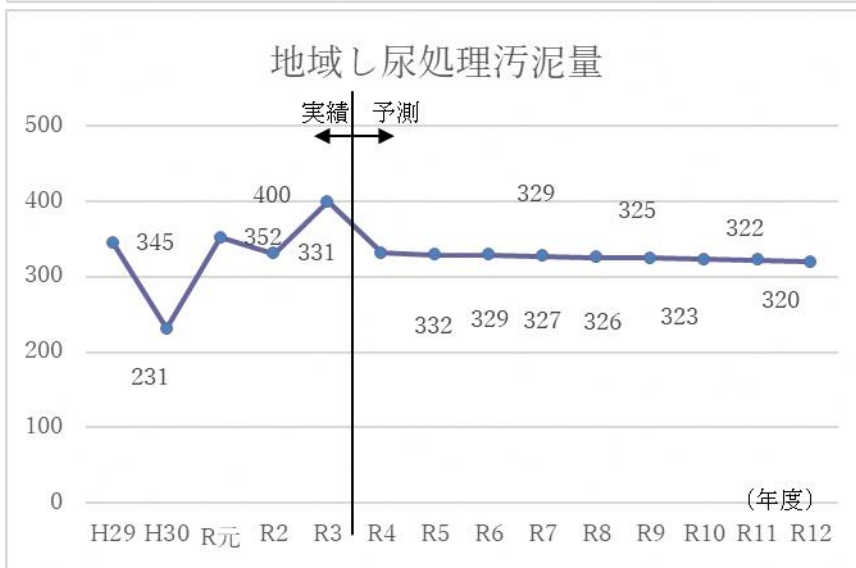
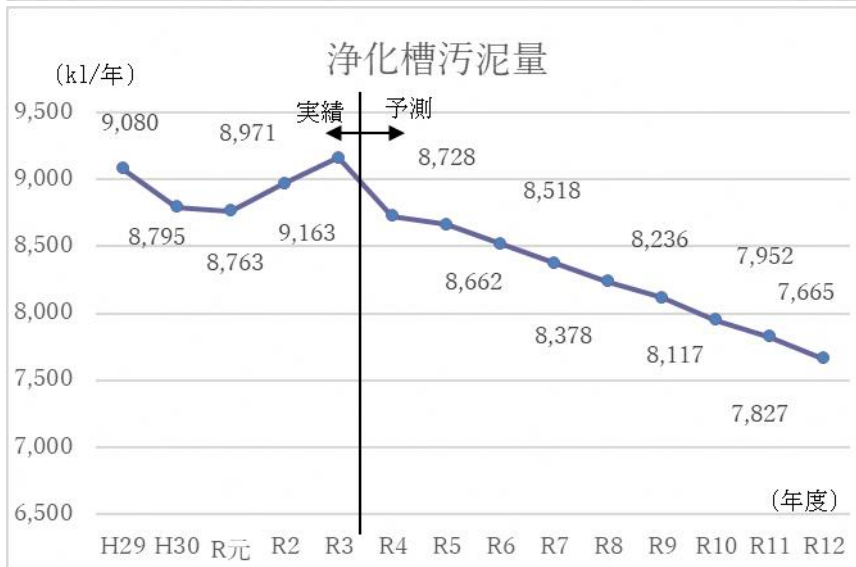
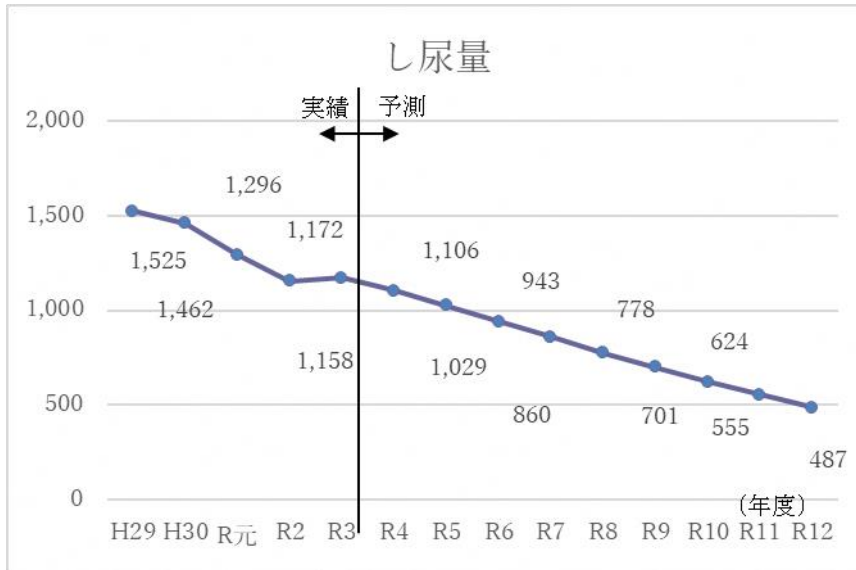


[生活排水の指標]

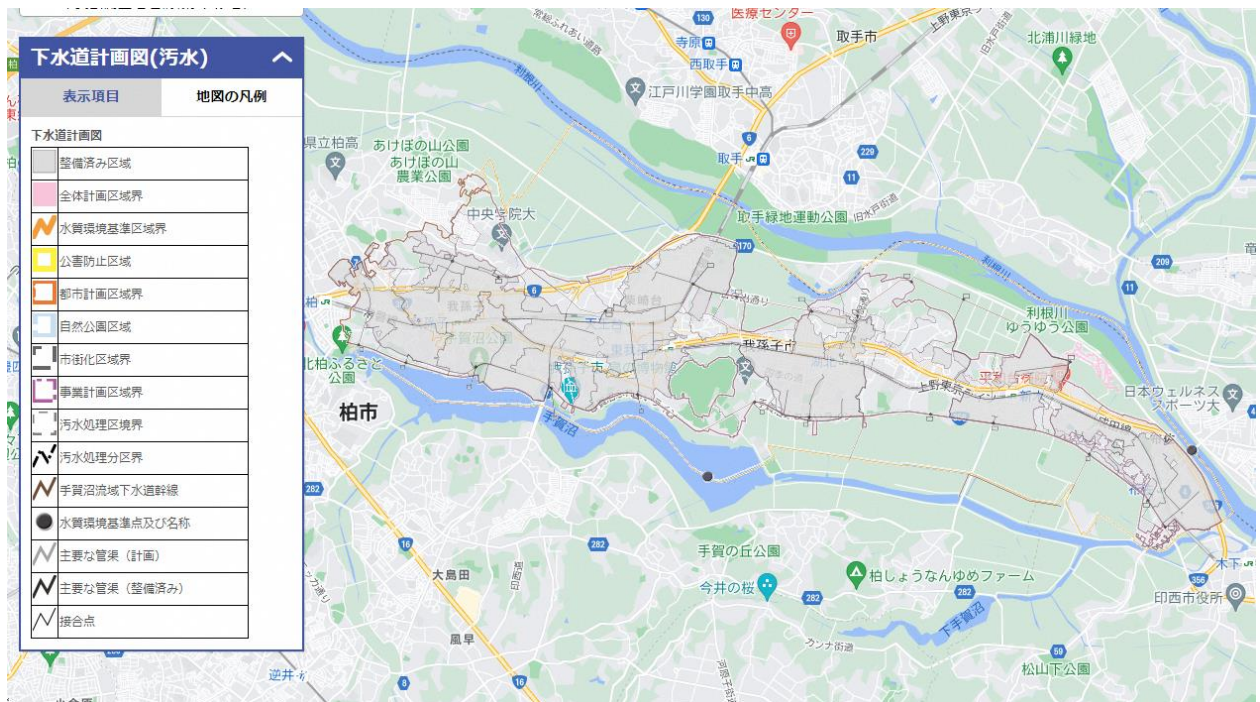
項目	年度	過去の状況					推計								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
年間処理量	(kg/年)	10,950	10,488	10,411	10,460	10,735	10,166	10,020	9,790	9,565	9,340	9,142	8,899	8,704	8,472
し尿	(kg/年)	1,525	1,462	1,296	1,158	1,172	1,106	1,029	943	860	778	701	624	555	487
地域し尿処理汚泥	(kg/年)	345	231	352	331	400	332	329	329	327	326	325	323	322	320
浄化槽汚泥	(kg/年)	9,080	8,795	8,763	8,971	9,163	8,728	8,662	8,518	8,378	8,236	8,117	7,952	7,827	7,665
1日当たり処理量	(kg/日)	30.0	28.7	28.4	28.7	29.4	27.9	27.4	26.8	26.2	25.6	25.0	24.4	23.8	23.2
し尿収集(汲み取り)人口	(人)	1,385	1,327	1,294	1,171	1,145	1,060	983	904	824	745	669	598	531	466
地域し尿処理人口	(人)	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,583	1,579	1,572	1,565	1,559	1,552	1,549	1,537
浄化槽汚泥人口	(人)	18,646	18,282	18,097	18,129	17,947	17,767	17,530	17,286	17,003	16,715	16,427	16,138	15,884	15,556
1人1日当たりのし尿	(kg/人・日)	3.02	3.02	2.74	2.71	2.80	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86
1人1日当たりの地域し尿処理汚泥	(kg/人・日)	0.60	0.40	0.61	0.57	0.69	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
1人1日当たりの浄化槽汚泥	(kg/人・日)	1.33	1.32	1.32	1.36	1.40	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35

※端数処理により割合、合計が合わないことがある。

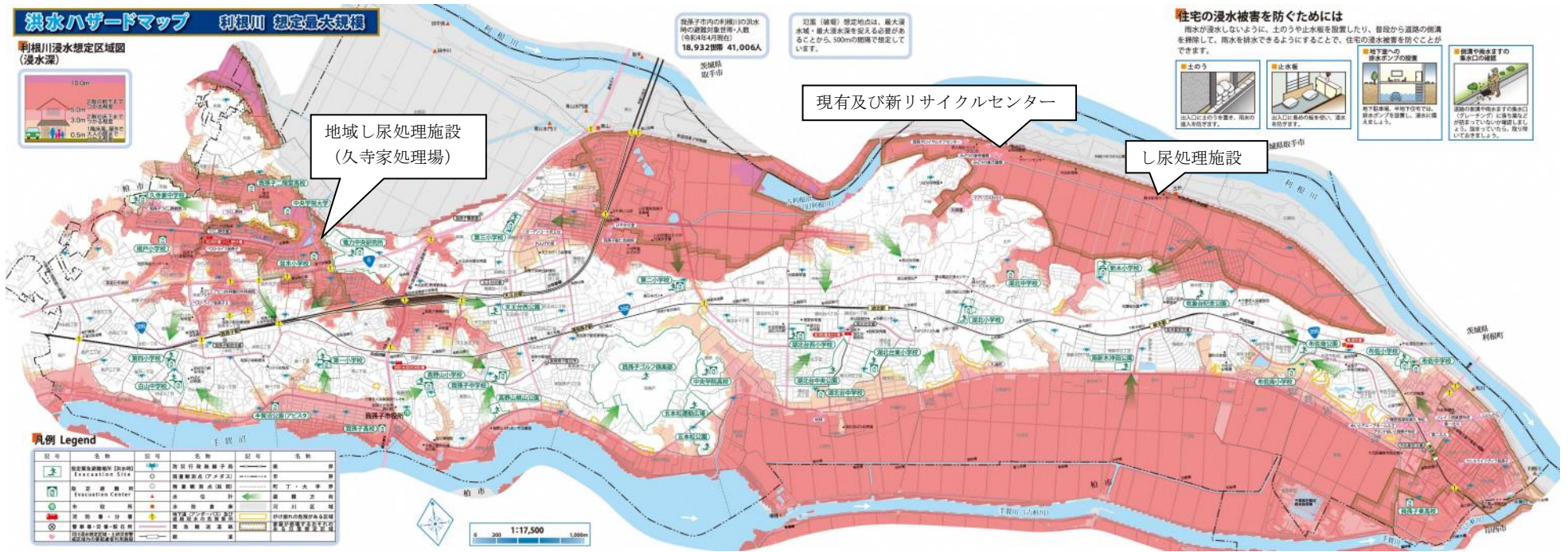
[生活排水のトレンド]



添付資料3 地域内の施設の現況と予定（位置図）（下水道計画図を含む）



添付資料4 ハザードマップ



様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要		(1)地域内人口		131,402人		(3)地域面積		43.15km ²	
(1)地域名	我孫子市	(4)構成市町村等名	我孫子市	(5)地域の要件	人口	面積	離島	奄美	豪雪
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	該当なし								

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標（R3比割合）	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
排出量	事業系	8,195	8,820	7,749	7,868	7,152	7,868	7,152
	1事業所当たり排出量	2.49	2.68	2.36	2.39	2.18	2.39	2.18
	総排出量（トン）	31,536	31,872	32,735	31,675	28,787	31,675	28,787
	1人当たりの排出量（kg/人）	173.3	177.6	183.0	179.2	171.3	179.2	171.3
合計	39,418	40,066	40,925	40,483	39,544	35,939	39,544	35,939
再生利用量	8,884 (22.5%)	8,668 (21.6%)	8,626 (21.1%)	8,640 (21.3%)	8,123 (20.5%)	7,398 (20.5%)	8,123 (20.5%)	7,398 (20.5%)
総資源化量（トン）	9,154 (23.2%)	9,295 (23.2%)	9,665 (23.6%)	9,518 (23.5%)	9,897 (25.0%)	9,764 (27.5%)	9,897 (25.0%)	9,764 (27.5%)
エネルギー回収量	—	—	—	—	—	—	—	—
エネルギー回収量	—	—	—	—	—	—	—	—
埋立最終処分量（トン）	6,731 (17.1%)	5,964 (14.9%)	5,510 (13.5%)	6,718 (16.6%)	2,925 (7.4%)	1,975 (5.5%)	2,925 (7.4%)	1,975 (5.5%)

3一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水と対策	備考
ごみ焼却施設	我孫子市クリーンセンター	我孫子市	ストーカー式	195t/日	S48.4	R5.3 廃止予定	R7.4以降 解体予定	浸水深5～10mを想定。 飛灰バンカを高所に設置することで、浸水時の飛灰流出を防止している。 災害時には一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るため、「一般廃棄物処理に係る東葛飾地域相互支援実施協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結している。	
破砕処理施設	我孫子市クリーンセンター	我孫子市	破砕	50t/5h	S52.9	R12.3 廃止予定	R12.4以降 解体予定	浸水深5～10mを想定。 災害時には一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るため、「一般廃棄物処理に係る東葛飾地域相互支援実施協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結している。	
プラスチック中間処理施設	我孫子市クリーンセンター	我孫子市	選別・圧縮梱包	4.8t/日	H13.9	R12.3 廃止予定	R12.4以降 解体予定	浸水深5～10mを想定。 災害時には一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るため、「一般廃棄物処理に係る東葛飾地域相互支援実施協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結している。	民間委託
し尿処理施設	し尿処理施設	我孫子市	脱水濾液処理方式	160kℓ/日	S56.5	—	—	浸水深5～10mを想定。 災害時には一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るため、「一般廃棄物処理に係る東葛飾地域相互支援実施協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結している。	
地域し尿処理施設	地域し尿処理施設(久寺家処理場)	我孫子市	長時間ばっ気方式	7,500m ³ /日	S47.3	—	—	浸水深5～10mを想定。 災害時には一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るため、「一般廃棄物処理に係る東葛飾地域相互支援実施協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結している。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃棄物施設解体の有無	廃却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	我孫子市廃棄物処理施設	我孫子市	ストーカー式	120t/日	R5.3	老朽化、エネルギー高効率回収、有効利用促進	—	—	建設予定地の浸水深は、国土交通省のデータより7.2mとなっていることから、外壁はGL+7.2mまでRC構造とし、各出入口は止水版や防水扉を設置する計画としている。 災害時には一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るため、「一般廃棄物処理に係る東葛飾地域相互支援実施協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結している。	—	
リサイクルセンター	(仮称)我孫子市資源化施設	我孫子市	破砕選別処理	59t/日(予定)	R12.3	老朽化	有 (我孫子市クリーンセンター)	R7.4～ R9.3	建設予定地の浸水深は、国土交通省のデータより7.2mとなっていることから、外壁はGL+7.2mまでRC構造とし、各出入口は止水版や防水扉の設置を検討する。 災害時には一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るため、「一般廃棄物処理に係る東葛飾地域相互支援実施協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結している。	—	新設と解体は一体事業で、新設はR12.3竣工予定。解体はR7.4以降竣工予定。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度	
総人口		131,426	131,440	131,402	131,103	130,886	124,827	
公共下水道		109,974	110,207	110,463	110,217	110,208	107,268	
地域し尿処理施設		83.7%	83.8%	84.1%	84.1%	84.2%	85.9%	
		1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,537	
		1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
合併処理浄化槽		11,587	11,294	11,189	11,186	12,092	12,078	
		8.8%	8.6%	8.5%	8.5%	9.3%	9.7%	
未処理人口		8,279	8,202	8,315	8,114	7,000	3,944	

*別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	開始年月	目標年次	
浄化槽設置整備事業	我孫子市	818	4,673	H2.4	R12年度	

*計画地域内の施設の状況（現況・予定）を地図上に示したものを添付した。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模 単位	事業期間 交付開始 終了	国土基 礎計画	総事業費 (千円)						交付対象事業費 (千円)						備考	
						令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度		令和10 年度
○マテリアルリサイクル等に関する事業	1	我孫子市	59 t/日	R7	○	6,893,843	0	683,298	1,003,545	0	780,300	4,421,700	4,357,945	0	541,279	636,806	489,906	2,889,954	
○浄化槽に関する事業	2	我孫子市	252 基	R5	—	102,921	14,703	14,703	14,703	14,703	14,703	14,703	101,738	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	
○マテリアルリサイクル推進施設整備に係る 計画支援事業	1	我孫子市		R4	○	127,138	74,679	22,825	19,360	10,274	0	0	127,138	74,679	22,825	19,360	10,274	0	0
合 計						7,123,902	89,382	717,361	1,033,522	14,703	795,003	4,436,403	4,586,821	89,213	37,359	675,173	661,614	504,440	2,704,488

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	我孫子市
(2) 施設名称	(仮称) 我孫子市資源化施設
(3) 工期	令和7年度 ～ 令和11年度
(4) 施設規模	処理能力 59t/日 (予定)
(5) 処理方式	破碎選別処理方式
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化・資源の有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	古紙・繊維類、金属類、蛍光管、乾電池、小型家電、剪定枝木
--------------	------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	未定
----------------------	----

「廃熔融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	該当なし
---------------	------

(12) 事業計画額	6,893,843千円 うち、交付対象事業費 4,357,945千円
------------	---------------------------------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	我孫子市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁防止の推進
(4) 事業期間	令和5年度 ～ 令和11年度
(5) 事業対象地域の要件	<p>浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3で規定する、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域 <当市における当該地域></p> <p>○下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域のうち、 ①湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域であって、環境大臣が適当と認める地域→【手賀沼流域】 ②水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域→【手賀沼流域以外の、利根川流域を含む市内全域】</p> <p>○窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽の整備を行う事業であって、上記①に該当し、窒素又は磷対策を特に実施する必要があり、「窒素含有量又は磷含有量についての排出基準に係る湖沼」（昭和60年環境庁告示第27号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域→【手賀沼流域】</p>
(6) 事業計画額	交付対象事業費 101,738千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区 分	交付対象基数（人分）	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽（手賀沼流域以外）	63基（315人分）	20,916	21,546	20,916
6～7人槽（手賀沼流域以外）	35基（245人分）	14,490	12,705	12,705
8～10人槽（手賀沼流域以外）	7基（70人分）	3,836	2,856	2,856
5人槽（手賀沼流域以外）単独転換	7基（35人分）	5,264	5,754	5,264
6～7人槽（手賀沼流域以外）単独転換	7基（49人分）	5,838	5,901	5,838
5人槽（高度・手賀沼流域）	63基（315人分）	24,192	21,546	21,546
6～7人槽（高度・手賀沼流域）	42基（294人分）	19,404	15,246	15,246
8～10人槽（高度・手賀沼流域）	14基（140人分）	8,190	5,712	5,712
5人槽（高度・手賀沼流域）単独転換	7基（35人分）	5,628	5,754	5,754
6～7人槽（高度・手賀沼流域）単独転換	7基（49人分）	6,174	5,901	5,901
浄化槽整備効率化事業費	台帳作成費		0	0
	計画策定等調査費		0	0
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費		0	0
合 計	252基（1,547人分）	113,932	102,921	101,738

※単独転換は、宅内配管費・撤去費を含む。

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	我孫子市		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設（資源化施設）整備のため		
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る解体工事設計事業	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る地歴調査事業	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る土壌汚染状況調査事業
(4) 事業期間	令和5年度	令和5年度	令和5年度
(5) 事業概要	設計	地歴調査	土壌調査

(6) 総事業計画額	39,743千円	解体工事設計に含む	解体工事設計に含む
------------	----------	-----------	-----------

(1) 事業主体名	我孫子市		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設（資源化施設）整備のため		
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る土壌汚染詳細調査事業	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る土壌汚染対策実施設計事業	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る基本計画及び設計等事業
(4) 事業期間	令和5年度	令和6年度	令和6年度
(5) 事業概要	土壌調査	設計	基本計画及び設計

(6) 総事業計画額	34,936千円	16,907千円	5,918千円
------------	----------	----------	---------

(1) 事業主体名	我孫子市		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設（資源化施設）整備のため		
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る発注支援（アドバイザー）事業		
(4) 事業期間	令和7～8年度		
(5) 事業概要	発注支援		

(6) 総事業計画額	29,634千円		
------------	----------	--	--